

## 東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特徴ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしているが、現行の制度や施策のもとでは農地面積と農家戸数の減少を食い止めることができていない。こうしたなか、農地保全の有効策ならびに意欲ある担い手の確保・支援策の確立が喫緊の課題となっている。さらに、都市農地については制度改正に対応して都市の中に将来にわたって農地を残していくことができるかどうか、非常に重要な局面を迎えている。

こうした情勢のもと、緑があり災害にも強い「農業のあるまちづくり」を実現するためには、都独自の施策を構築することが強く期待されている。

よって、東京都におかれては農業振興施策において下記事項を実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって意見を提出する。

### 記

#### 1. 都市農地の保全

##### (1) 都市農地の確保

生産緑地については区市町村による買取りの仕組みがあるものの、買取り申し出が出されてもほとんどの場合には買い取られず、貴重な都市農地が失われている現状がある。そこで、区市町村が生産緑地を農的空間として利用するために買い取る際、これを援助する安定的な財源として「都市農地保全基金」（仮称）を創設すること。

また、買取申し出された生産緑地を活用する「シニア向けセミナー農園整備事業」の予算を大幅に拡充すること。さらに、今後、同事業を発展させる際には都市農地の機能が発揮できる利用方法であれば、セミナー農園に限定せず幅広い利用形態を認めること。

##### (2) 特定生産緑地制度の周知にかかる情報共有の促進

特定生産緑地制度については、限られた期間において農地所有者に対する徹底した周知をはかる必要がある。そこで、区市において農業振興、都市計画、課税などの各担当部局が連携して制度周知を行うための情報共有の体制を早期に整備できるよう、都として指導と援助を強化すること。

##### (3) 生産緑地の貸借に関する相談および支援体制の強化

このたび都市農地の貸借の円滑化に関する法律が成立したことにより、市街化区域でも農外からの新規就農や担い手の規模拡大が可能になる。担い手を確保するとともに都市農地の保全をはかるためには、生産緑地の借り手と貸し手の双方からの相談に対しきめ細く対応したうえでマッチング等の支援を行う必要があることから、生産緑地がある区市や農業委員会における相談業務の体制強化を支援する施策を構築すること。

(4) 都市づくりのグランドデザインの具体化

都が都市づくりの基本的な方針として示した「都市づくりのグランドデザイン」に掲げている、都市農地の保全、都市農業の振興を着実に具体化すること。

## 2. 農地の有効活用に対する支援の強化

(1) 農地の創出・再生支援事業の予算の拡充

遊休農地を解消するために有効に活用されている「農地の創出・再生支援事業」の再生支援事業については、需要に応じて予算を拡充するとともに単位面積当りの上限額を大幅に引き上げること。また、市街化区域を対象として宅地を農地に転換する際に活用できる創出支援事業についても予算を拡充すること。

(2) 農業振興地域に対する支援の強化

農業振興地域における新たな作目や高度な技術の導入に向けた支援策を確立して積極的に振興をはかること。また、農地の利用促進に有効な麦や大豆の栽培を支援する体制を確立すること。

## 3. 担い手支援対策の強化

(1) 補助事業の拡充と要件等の見直し

高度な技術の導入や施設化、販売力の強化等に対し意欲の高い農家を積極的に後押しするため、各種補助事業の予算を大幅に拡充すること。なお、都市農業活性化支援事業の事業対象については原則を3戸以上から個別経営体とするとともに、新規就農者等が小規模な機械・施設の導入にも活用できるよう最低事業費を引き下げること。

(2) 担い手に対する経営指導体制の強化

「担い手支援対策室（仮称）」を設置し、認定農業者や新規認定就農者ならびに認定を目指す農家を支援する体制を強化すること。

また、生産技術のサポートだけでなく農家の経営確立に幅広い役割が期待されている普及指導員を増員すること。

(3) 畜産経営の支援

畜産農家は耕種農家に比べて生産設備等の整備や補修にかかるコストが格段に大きいことも踏まえ、畜産農家の経営が持続できるような支援施策を構築すること。

(4) 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣対策の予算を拡充するとともに、関係部局の連携を強化して区市町村や農業者、農業団体の取組を総合的に支援する体制を整備すること。

(5) エコ農産物に関する積極的な啓発

東京都エコ農産物認証制度については、認証を受けた農業者が制度のメリットを受けられるよう、消費者ならびに流通・販売する業者等に対し積極的な啓発を行うこと。

#### 4. オリンピック・パラリンピックの開催に向けて

##### (1) 都内産農産物の確保

オリンピック・パラリンピックの開催準備から会期中まで、必要な食材や花き、植木のうち都内産で調達できる品目については、都として確保する数量の目標値を設定し、食材の納入や施設の設計、施行を行う事業者への具体的な働きかけや調整を行うこと。

##### (2) G A P 認証取得に取り組む農家の支援

G A P 認証の取得に取り組む農家を積極的に支援するとともに、これら農家にとって負担となる、圃場や生産施設、作業場、倉庫等の整備や古い農業機械の処分にかかるコストを援助する施策を構築すること。

平成30年8月21日

一般社団法人 東京都農業会議 臨時総会